

○総務省令第百三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣 松本 剛明

令
社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(適用証明書の申請)

(適用証明書の申請)

第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号。以下「地共済法」という。）第一条 地方公務員等共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）であつて、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下同じ。）の規定により相手国法令（法第二条第三号に規定する相手国法令をいう。以下同じ。）の規定の適用の免除を受けようとする者（社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定（第四条第二項において「韓国協定」という。）第八条2、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（以下「フランス協定」という。）第八条2及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定（第四条第二項において「カナダ協定」という。）第五条5（c）の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に日本国における就労に関する所屬機関の長の証明書及び組合員の資格に関する組合の証明書を添えて、組合を経由して地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

〔一〜四 同上〕

五次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

五次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

〔略〕	〔略〕
七 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号
八 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

〔六 略〕

〔六 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。